

株式会社

個人情報保護基本規程

第 版

年 月 日

第1章 総則

(適用範囲)

- 第1条 1. この基本規程は、**株式会社**(以下当社という)の個人情報保護マネジメントシステムに関する要求事項について規定する。
- (1)当社の事業の用に供している個人情報をこの個人情報保護マネジメントシステムの適用範囲とし、当社の従業員の個人情報は事業の用に供している個人情報とする。
 - (2)当社の全従業員をこの個人情報保護マネジメントシステムの人的適用範囲とする。
2. 当社は、次の事項を行う際に、「JIS Q15001個人情報保護マネジメントシステムの要求事項(以下規格という)」を用いることができる。
- (1)個人情報保護マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、かつ、改善すること
 - (2)策定した個人情報保護マネジメントシステムがこの規格に適合していることについて自ら確認し、適合していることを自ら表明すること
 - (3)策定した個人情報保護マネジメントシステムがこの規格に適合していることについて組織外部又は本人に確認を求めること
 - (4)組織外部による個人情報保護マネジメントシステムの認証又は登録を求めること

(定義)

第2条 この基本規程で用いる用語の定義は、次によるものとする。ただし、以下で定めがある場合を除き、個人情報保護法の第2条に定義があるものについては、当該定義を準用する。

(1) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などによって特定の個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。)をいう。

(2) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(3) 事業者

個人情報を事業の用に供する事業者(法人、その他団体又は個人)をいう。

(4) 従業員

当社内で、直接又は間接に当社の指揮監督を受けて当社の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員(正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員など)のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員も含まれる。

(5) 個人情報保護管理者

代表取締役によって当社の内部の者から指名された者であって、個人情報保護マネジメントシステムの実施及び運用に関する責任及び権限を有する者をいう。なお、個人情報保護管理者は、やむを得ない場合を除いて、当社の内部に権限、影響力を有する役員レベルを任命すべきものとする。

(6) 個人情報保護監査責任者

代表取締役によって当社の内部の者から指名された者であって、個人情報保護管理者から独立した公平、かつ、客観的な立場にあり、監査の実施及び報告を行う責任及び権限を有する者をいう。

(7) 個人情報保護教育責任者

代表取締役又は個人情報保護管理者によって当社の内部の者から指名された者であって、個人情報保護管理者を補佐して、従業者及び取扱いの委託先の教育の実施並びに報告を行う責任及び権限を有する者をいう。

(8) 本人の同意

本人が、個人情報の取扱いに関する情報を与えられた上で、自己に関する個人情報の取扱いについて承諾する意思表示をいう。ただし、本人が**子ども又は事理を弁識する能力を欠く者**の場合は、**法定代理人**などの同意も得なければならない。

(子ども)とは、16歳未満の者をいう。

(事理を弁識する能力を欠く者)とは、3.4.2.4 (直接取得)の a) ~ h) の内容について、判断力に懸念があると考えられる成人を指し、成年被後見人[民法(明治29年法律第89号。以下同じ。)第7条]だけでなく、被補佐人(民法第11条)及び被補助人(民法第15条第1項)等で、3.4.2.4 (直接取得)の a) ~ h) の内容について、判断力に懸念がある状態にある場合も含む。

(法定代理人)等の同意の必要性については、あらゆる場合に、本人が子ども又は事理を弁識する能力を欠く者に当たるか否かを確認することが求められるのではなく、事業者において、個人情報の取得時に、子ども又は事理を弁識する能力を欠く者であることが明らかな場合若しくは合理的に知り得る状態にある場合、又は、取得後に知った場合に、法定代理人等の同意を得ることが求められる。

(9) 個人情報保護マネジメントシステム

当社が、自らの事業の用に供する個人情報について、その有用性を配慮しつつ、個人の権利利益を保護するための方針、体制、計画、実施、運用の確認及び見直しを含むマネジメントシステムをいう。

(10) 不適合

規格及び規格に準拠した当社規程等に規定した要求を満たしていないことをいう。

(一般要求事項)

第3条 当社は、個人情報保護マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、かつ、改善するものとする。その要求事項は、個人情報保護方針、基本規程、内部規程等の文書に規定する。

(個人情報保護方針)

第4条 1. 当社の代表取締役は、個人情報保護の理念を明確にした上で、次の事項を含む個人情報保護方針を定めるとともに、これを実行し、かつ、維持するものとする。

(1) **当社の主要事業**の内容及び規模を考慮した適切な個人情報の取得、利用及び提供に関すること(特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱い(以下、「目的外利用」という。)を行わないこと及びそのための措置を講じることを含む。)

(2) 個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守すること

(3) 個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止及び是正に関すること

(4) 苦情及び相談への対応に関すること

(5) 個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善に関すること

(6) 代表取締役の氏名

(7)当該方針の内容についての問合せに応じられる問合せ先

(8)制定年月日及び最終改訂年月日を表示

2. 当社の代表取締役は、この方針を文書(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られる記録を含む。以下、同じ。)化し、従業者に周知させるとともに、一般の人が入手可能な措置を講じなければならない。

第2章 体制及び責任

(資源、役割、責任及び権限)

- 第5条
1. 当社の代表取締役は、個人情報保護マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、かつ、改善するために不可欠な資源を用意するものとする。
 2. 当社の代表取締役は、個人情報保護マネジメントシステムを効果的に実施するために役割、責任及び権限を定め、文書化し、かつ、従業者に周知するものとする。
 3. 個人情報保護マネジメントシステムを効果的に実施するための役割、責任及び権限は別途「役割、責任及び権限規程」に定めるものとする。

(個人情報保護管理者、監査責任者、教育責任者及び対応窓口の指名)

- 第6条
1. 当社の代表取締役は、この規格の内容を理解し実践する能力のある個人情報保護管理者を当社の内部の者から指名し、個人情報保護マネジメントシステムの実施並びに運用に関する責任及び権限を他の責任にかかわらず与え、業務を行わせなければならない。
 2. 個人情報保護管理者は、個人情報保護マネジメントシステムの見直し及び改善の基礎として、当社の代表取締役に個人情報保護マネジメントシステムの運用状況を報告するものとする。
 3. 当社の代表取締役は、この基本規程の内容を理解し、個人情報保護に関する監査を行う能力のある個人情報保護監査責任者を当社の内部の者から指名し、個人情報保護マネジメントシステムの監査に関する責任及び権限を与え、監査を行わせなければならない。
 4. 当社の代表取締役は、この基本規程の内容を理解し、個人情報保護に関する適切な教育を行う能力のある個人情報保護教育責任者を当社の内部の者から指名し、個人情報保護マネジメントシステムの教育に関する責任及び権限を与え、従業者及び委託先の教育を行わせなければならない。なお、個人情報保護管理者が自ら行っても良い。
 5. 個人情報保護管理者は、個人情報の取扱い及び個人情報保護マネジメントシステムに関しての本人からの苦情及び相談を受け付けて対応する窓口を常設し、当該窓口の連絡先を本人に告知するものとする。

第3章 計画

(個人情報の特定)

- 第7条
- 当社は、自らの事業の用に供するすべての個人情報を特定するための手順を確立し、かつ、維持するものとする。本手順は「[個人情報の特定及びリスク分析と対策の手順に関する規程](#)」に定めるものとする。

(法令及びその他の規範)

第 8 条 当社は、個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を特定し、参照できる手順を確立し、かつ、維持するものとする。本手順は「[法令、国が定める指針その他の規範管理規程](#)」に定めるものとする。

(リスク等の認識・分析及び対策)

第 9 条 1. 当社は、特定した個人情報について、目的外利用を行わないために必要な対策を講じる手順を確立し、維持するものとする。

2. 当社は、特定した個人情報について、その取扱いの各局面におけるリスク(個人情報の漏えい、滅失又はき損、関連する法令、国が定める指針その他の規範に対する違反、想定される経済的な不利益及び社会的な信用の失墜、本人への影響などのおそれ)を認識し、分析し、必要な対策を講じる手順を確立し、かつ、維持するものとする。本手順は「[個人情報の特定及びリスク分析と対策の手順に関する規程](#)」に定めるものとする。

(内部規程)

第 10 条 1. 当社は、個人情報に関わる次の事項を含む内部規程を文書化し、かつ、維持するものとする。

- (1) 個人情報を特定する手順に関する規定
- (2) 法令、国が定める指針その他の規範管理規程
- (3) 個人情報に関するリスクの認識、分析及び対策の手順に関する規定
- (4) 各部門及び階層における個人情報を保護するための権限及び責任に関する規程
- (5) 緊急事態(個人情報が漏えい、滅失又はき損をした場合)への準備及び対応に関する規程
- (6) 個人情報の取得、利用及び提供に関する規程
- (7) 個人情報の適正管理に関する規程
- (8) 本人からの開示等の求めへの対応に関する規程
- (9) 教育に関する規程
- (10) 個人情報保護マネジメントシステム文書の作成及び管理に関する規程
- (11) 苦情及び相談への対応に関する規程
- (12) 点検に関する規程
 - 運用の確認に関する規程
 - 監査に関する規程
- (13) 是正処置及び予防処置に関する規程
- (14) 個人情報保護マネジメントシステム見直し規程
- (15) 内部規程の違反に関する罰則の規程

2. 当社は、第 1 項の内部規程を、当社「[個人情報保護文書体系](#)」、「[文書管理規程](#)」に基づき文書化するものとする。

3. 当社は、事業の内容に応じて、個人情報保護マネジメントシステムが確実に適用されるように内部規程を文書管理規程に基づき改定するものとする。

(計画書)

第 11 条 当社は、個人情報保護マネジメントシステムを確実に実施するために必要な教育、監査などの計画を少なくとも年 1 回以上立案し、文書化し、かつ、維持するものとする。本手順はそれぞれ「[教育に関する規程](#)」、「[監査と是正処置及び予防処置に関する規程](#)」に定めるものとする。

(緊急事態への準備)

- 第 12 条
1. 当社は、緊急事態を特定するための手順、また、それらにどのように対応するかの手順を第 2 項、第 3 項の内容を含む形で確立し、実施し、かつ、維持するものとする。本手順は「[緊急事態対応規程](#)」に定めるものとする。
 2. 当社は、個人情報が漏えい、滅失又はき損をした場合に想定される経済的な不利益及び社会的な信用の失墜、本人への影響などのおそれを考慮し、その影響を最小限とするための手順を確立し、かつ、維持するものとする。
 3. 当社は、個人情報の漏えい、滅失又はき損が発生した場合に備え、次の事項を含む対応手順を確立し、かつ、維持するものとする。
 - (1) 当該漏えい、滅失又はき損が発生した個人情報の内容を本人に速やかに通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くこと
 - (2) 二次被害の防止、類似事案の発生回避などの観点から、可能な限り事実関係、発生原因及び対応策を、遅滞なく公表すること
 - (3) 事実関係、発生原因及び対応策を関係機関に直ちに報告すること
 - (4) 顧客から取扱いの委託を受けた個人情報の漏えい、滅失又はき損に関して、直ちに委託元に報告すること

第 4 章 実施及び運用

第 1 節 運用手順

(運用手順)

第 13 条 当社は、個人情報保護マネジメントシステムを確実に実施するために、運用の手順を明確にするものとする。本手順は必要に応じて当該業務の実施部門長の責任と権限において文書管理規程に基づいて定めるものとし「[個人情報取扱\(部門・業務\)マニュアル](#)」に当該業務の手順を定めるものとする。

第 2 節 個人情報の取得・利用及び提供に関する原則

(利用目的の特定)

第 14 条 当社は、個人情報を取得するに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、その目的の達成に必要な限度において行わなければならない。利用目的の特定の手順を「[個人情報取扱\(部門・業務\)マニュアル](#)」に「[利用目的の特定手順](#)」を定めるものとする。

(適正な取得)

第 15 条 当社は、適法、かつ公正な手段によって個人情報を取得するものとする。適法、かつ公正な手段によって個人情報を取得する手順を「[個人情報取扱\(部門・業務\)マニュアル](#)」に「[適正な取得手順](#)」を定めるものとする。

る。

(特定の機微な個人情報の取得・利用及び提供の制限)

- 第 16 条 1. 当社は、次に示す内容を含む個人情報の取得、利用又は提供を行ってはならない。ただし、これらの取得、利用又は提供について、明示的な本人の同意がある場合、及び第 19 条のただし書き(1)～(4)のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 思想、信条又は宗教に関する事項
 - (2) 人種、民族、門地、本籍地(所在都道府県に関する情報を除く。)、身体・精神障害、犯罪歴その他社会的差別の原因となる事項
 - (3) 勤労者の団結権、団体交渉その他団体行動の行為に関する事項
 - (4) 集団示威行為への参加、請願権の行使その他の政治的権利の行使に関する事項
 - (5) 保健医療又は性生活に関する事項
2. ただし書きにより例外的に機微な個人情報を取得、利用、提供する場合の承認手順を「[個人情報取扱\(部門・業務\)マニュアル](#)」に「例外的に機微な個人情報を取得、利用、提供する場合の承認手順」を定めるものとする。
3. 本人から同意を得て、特定の機微な個人情報を取得、利用、提供する場合、本人から同意を得る手順を「[個人情報取扱\(部門・業務\)マニュアル](#)」に「特定の機微な個人情報を取得、利用、提供する場合の本人から同意を得る手順」を定めるものとする。

(本人から直接書面によって取得する場合の措置)

- 第 17 条 1. 当社は、本人から、書面(電子的方式、磁気的方式など人の知覚によっては認識できない方式で作られる記録を含む。以下、同じ)に記載された個人情報を直接に取得する場合には、少なくとも、次に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ、書面によって、その**取得手段毎**に、本人に明示し、本人の同意を得なければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合、第 18 条のただし書き(1)～(4)及び第 19 条のただし書き(1)～(4)のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 当社の名称
 - (2) 個人情報保護管理者又はその代理人の氏名、職名、所属及び連絡先
 - (3) 利用目的
 - (4) 個人情報を第三者に提供することが予定される場合には次の各事項
 - 第三者に提供する目的
 - 提供する個人情報の項目
 - 提供の手段又は方法
 - 当該情報の提供を受ける者又は提供を受ける者の組織の種類及び属性
 - 個人情報の取扱いに関する契約がある場合はその旨
 - (5) 個人情報の取扱いの委託を行うことが予定される場合には、その旨

- (6) 第 29 条 ~ 第 32 条に該当する場合には、その求めに応じる旨及び問い合わせ窓口
 - (7) 本人が個人情報を与えることの任意性及び当該情報を与えなかった場合に本人に生じる結果
 - (8) 本人が容易に認識できない方法によって個人情報を取得する場合には、その旨
2. 当社は、本人から、直接書面により、新規の種類 of 個人情報を取得する場合、「[個人情報取扱\(部門・業務\)マニュアル](#)」に「直接書面により、**新規の種類 of 個人情報を取得する場合の承認手順**」を定めるものとする。
 3. 当社は、ただし書きを適用する場合、「[個人情報取扱\(部門・業務\)マニュアル](#)」に「直接書面により個人情報を取得する場合に**ただし書きを適用する場合の承認手順**」を定めるものとする。

(個人情報を直接書面以外の方法によって取得した場合の措置)

- 第 18 条 1. 当社は、個人情報を第 17 条以外の方法によって取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。ただし、次に示すただし書き(1)~(4)のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することによって本人若しくは第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することによって当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
2. 当社は、個人情報を 17 条以外の方法によって取得する場合、「[個人情報取扱\(部門・業務\)マニュアル](#)」に「直接書面以外の方法によって取得した場合のあらかじめその利用目的を公表する手順又は取得後に速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表する手順」を定めるものとする。
 3. 当社は、直接書面以外の方法により、**新規の種類 of 個人情報を取得する場合**、「[個人情報取扱\(部門・業務\)マニュアル](#)」に「直接書面以外の方法により、**新規の種類 of 個人情報を取得する場合の承認手順**」を定めるものとする。
 4. 当社は、ただし書き(1)~(4)を適用する場合、「[個人情報取扱\(部門・業務\)マニュアル](#)」に「直接書面以外の方法により個人情報を取得する場合に**ただし書きを適用する場合の承認手順**」を定めるものとする。

第 3 節 個人情報の利用及び提供に関する措置

(利用に関する措置)

- 第 19 条 1. 当社は、特定した利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を利用するものとする。特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用する場合は、あらかじめ、少なくとも、第 17 条(1)~(6)に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を本人に通知し、本人の同意を得なければならない。ただし、次に示すただし書き(1)~(4)のいずれかに該当する場合は、この限りではない。また、従業員は目的外利用に該当するかどうか判断に迷う場合、管理者の判断を求めなくてはならない。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
2. 当社は、利用目的を変更する場合、「[個人情報取扱\(部門・業務\)マニュアル](#)」に「利用目的を変更する場合の承認手順及び第 17 条(1)～(6)に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を本人に通知して同意を得る手順」を定めるものとする。
 3. 当社は、ただし書き(1)～(4)を適用する場合、「[個人情報取扱\(部門・業務\)マニュアル](#)」に「利用に関する措置におけるただし書きを適用する場合の承認手順」を定めるものとする。

(本人にアクセスする場合の措置)

- 第 20 条 1. 当社は、個人情報を利用して本人にアクセスする場合には、本人に対して、第 17 条(1)～(6)に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項、及び取得方法を通知し、本人の同意を得なければならない。ただし、次に示すただし書き(1)～(6)のいずれかに該当する場合は、この限りではない。ただし、ただし書き(2)の場合は委託元が個人情報保護法及び分野別ガイドライン、規格等に沿って適切に個人情報を取扱っていることを確認しなければならない。
- (1) 第 17 条(1)～(6)に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を明示又は通知し、既に本人の同意を得ているとき
 - (2) 個人情報の取扱いの全部又は一部を委託された場合であって、当該個人情報を、その利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱うとき
 - (3) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供され、個人情報を提供する事業者が、既に第 17 条(1)～(6)に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を明示又は通知し、本人の同意を得ている場合であって、承継前の利用目的の範囲内で当該個人情報を取り扱うとき
 - (4) 個人情報が特定の者との間で共同して利用され、共同利用者が、既に第 17 条(1)～(6)に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を明示又は通知し、本人の同意を得ている場合であって、次に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
 - 共同して利用すること
 - 共同して利用される個人情報の項目
 - 共同して利用する者の範囲
 - 共同して利用する者の利用目的
 - 共同して利用する個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称
 - 取得方法
 - (5) 第 18 条のただし書き(4)に該当するため、利用目的などを本人に明示、通知又は公表することなく取得し

た個人情報を利用して、本人にアクセスするとき

(6) 第 19 条のただし書き(1)～(4)のいずれかに該当する場合

2. 当社は、本人にアクセスする場合、「個人情報取扱(部門・業務)マニュアル」に「本人にアクセスすることについての承認手順」を定めるものとする。
3. 当社は、本人にアクセスする場合、「個人情報取扱(部門・業務)マニュアル」に「本人にアクセスする場合、第 17 条(1)～(6)に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を本人に通知して同意を得る手順」を規定するものとする。
4. 当社は、ただし書き(2)～(6)を適用する場合、「個人情報取扱(部門・業務)マニュアル」に「本人にアクセスする場合の措置におけるただし書き(2)～(6)を適用する場合の承認手順」を定めるものとする。
5. 当社は、ただし書き(4)を適用する場合、「個人情報取扱(部門・業務)マニュアル」に「本人にアクセスする場合の措置におけるあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く手順」を定めるものとする。

(提供に関する措置)

第 21 条 1. 当社は、個人情報を第三者に提供する場合には、あらかじめ本人に対して、取得方法及び第 17 条(1)～(4)の事項又はそれと同等以上の内容の事項を通知し、本人の同意を得なければならない。ただし、次に示すいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 第 17 条又は第 20 条の規定によって、既に第 17 条(1)～(4)の事項又はそれと同等以上の内容の事項を本人に明示又は通知し、本人の同意を得ているとき

(2) 大量の個人情報を広く一般に提供するため、本人の同意を得ることが困難な場合であって、次に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ本人に通知し、又はそれに代わる同等の措置を講じているとき

第三者への提供を利用目的とすること

第三者に提供される個人情報の項目

第三者への提供の手段又は方法

本人の求めに応じて当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止すること

取得方法

(3) 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員及び株主に関する情報であって、かつ、法令に基づき又は本人若しくは当該法人その他の団体自らによって公開又は公表された情報を提供する場合であって、(2)で示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

(4) 特定した利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託するとき

(5) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報を提供する場合であって、承継前の利用目的の範囲内で当該個人情報を取り扱うとき

(6) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、次に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

共同して利用すること

共同して利用される個人情報の項目
共同して利用する者の範囲
共同して利用する者の利用目的
共同して利用する個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称
取得方法

(7) 第 19 条のただし書き(1)～(4)のいずれかに該当する場合

2. 当社は、個人情報を第三者に提供する場合、「[個人情報取扱\(部門・業務\)マニュアル](#)」に「個人情報を第三者に提供する場合の承認手順」を定めるものとする。

本項によって、個人情報を第三者に提供する場合、「[個人情報取扱\(部門・業務\)マニュアル](#)」に「個人情報を第三者に提供する場合、第 17 条(1)～(4)に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を本人に通知して同意を得る手順」を規定するものとする。

3. 当社は、ただし書き(2)～(7)を適用する場合、「[個人情報取扱\(部門・業務\)マニュアル](#)」に「個人情報を第三者に提供する場合の措置におけるただし書き(2)～(7)を適用する場合の承認手順」を定めるものとする。

4. 当社は、ただし書き(2)を適用する場合、「[個人情報取扱\(部門・業務\)マニュアル](#)」に「大量の個人情報を広く一般に提供するため、本人の同意を得ることが困難な場合であって、(2)の ~ に示す事項又はそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ本人に通知し、又はそれに代わる同等の措置を講じる場合の手順」を定めるものとする。

5. 当社は、ただし書き(3)を適用する場合、「[個人情報取扱\(部門・業務\)マニュアル](#)」に「法人その他の団体にに関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員及び株主に関する情報であって、かつ、法令に基づき又は本人若しくは当該法人その他の団体自らによって公開又は公表された情報を提供する場合に必要な措置に関する手順」を定めるものとする。

6. 当社は、ただし書き(6)を適用する場合、「[個人情報取扱\(部門・業務\)マニュアル](#)」に「個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合の措置におけるあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く手順」を定めるものとする。

第4節 個人情報の適正管理

(個人情報の正確性の確保)

第 22 条 1. 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を、正確、かつ、最新の状態で管理するものとする。

2. 当社は、個人情報の正確性の確保をはかるために、「[個人情報の適正管理に関する規程](#)」か、あるいは「[個人情報取扱\(部門・業務\)マニュアル](#)」における個人情報の取扱いに関する安全管理措置を定めた規程の整備と運用の項に次の(1)～(3)の各項に関する手順を定めなければならない。

(1)誤入力チェック

(2)個人情報の保存期間

(3)個人情報のバックアップの実施

(安全管理措置)

第 23 条 1. 当社は、個人情報のリスクに応じて、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のため

に必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2. 当社は、個人情報の安全管理措置を実施する場合、「個人情報の適正管理に関する規程」、「入退室管理マニュアル」、「情報システムの管理に関する規定」、「委託管理に関する規定」に次の ~ の各項を定めなければならない。なお具体的な手順は「個人情報取扱(部門・業務)マニュアル」に記述するものとする。

組織的安全管理に関する規定

1)組織体制の整備

2)個人情報の取扱いに関する安全管理措置を定めた規定の整備と運用

- 取得・入力に関する規定
- 移送・送信に関する規定
- 利用・加工に関する規定
- 保管・バックアップに関する規定
- 消去・廃棄に関する規定

3)取扱い状況を一覧できる手段の整備

4)安全管理措置の見直し措置

5)事故又は違反への対処

人的安全管理に関する規定

1)雇用契約時及び委託契約時における非開示契約の締結

2)従業者に対する教育の実施

物理的安全管理に関する規定

1)入退室管理の実施

2)盗難、紛失等の防止

3)機器・装置等の物理的な保護

技術的安全管理に関する規定

1)技術的安全管理措置

情報システムの管理に関する規定

委託管理に関する規定

(従業者の監督)

- 第 24 条 1. 当社は、従業者に個人情報を取扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。
2. 当社は、従業者の監督のために次の(1)～(3)の各項を実施しなければならない。
 - (1)当社は、従業者との雇用契約時又は委託契約時に、個人情報の非開示契約を締結する。
 - (2)雇用契約または委託契約等を締結する場合、非開示条項は、契約終了後も一定期間有効であるようにするようにする。
 - (3)個人情報保護マネジメントシステムに違反した場合は、「従業者就業規則」を準用する。ただし、罰則規定は「派遣社員」には適用しない。

(委託先の監督)

- 第 25 条
1. 当社は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たしている者を選定するものとする。このため、委託を受ける者を選定する基準を確立するものとする。
 2. 当社は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託する個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
 3. 当社は、次に示す事項を契約によって規定し、十分な個人情報の保護水準を担保するものとする。
 - 委託者及び受託者の責任の明確化
 - 個人情報の安全管理に関する事項
 - 再委託に関する事項
 - 個人情報の取扱い状況に関する委託者への報告の内容及び頻度
 - 契約内容が遵守されていることを委託者が確認できる事項
 - 契約内容が遵守されなかった場合の措置
 - 事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項
 4. 当社は、前項の当該契約書などの書面を、少なくとも個人情報の保有期間にわたって保存するものとする。
 5. 当社は、1~4項を実施するための以下の(1)~(4)の手順を「[委託管理に関する規定](#)」に定め実施しなければならない。
 - (1)委託先選定基準を定める手順及び見直しの手順
 - (2)委託先選定基準および委託先の評価を定期的に再評価する手順
 - (3)契約書を締結する手順
 - (4)委託契約書などの書面を個人情報の保有期間にわたって保存する手順

第5節 開示対象個人情報に関する本人の権利

(開示対象個人情報に関する権利)

- 第 26 条
1. 当社は、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報の集合物又は一定の規則に従って整理、分類し、目次、索引、符合などを付すことによって特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成した情報の集合物を構成する個人情報であって、当社が、本人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の求めのすべてに応じることができる権限を有するもの(以下、「開示対象個人情報」という。)に関して、本人から利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止(以下、「開示等」という。)を求められた場合は、第 29 条から第 32 条の規定によって、遅滞なくこれに応じなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、開示対象個人情報ではない。
 2. 当社は、本ただし書きが適用される場合の承認手順を「[個人情報開示規程](#)」に定めなければならない。
 - (1)当該個人情報の存否が明らかになることによって、本人若しくは第三者の生命、身体若しくは財産に危害が及ぶおそれのあるもの
 - (2)当該個人情報の存否が明らかになることによって、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのあるもの
 - (3)当該個人情報の存否が明らかになることによって、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関

との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのあるもの

- (4) 当該個人情報の存否が明らかになることによって、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序維持に支障が及ぶおそれのあるもの

(開示対象個人情報の開示等の求めに応じる手続)

- 第 27 条 1. 当社は、開示対象個人情報の開示等の求めに応じる手続として、次の事項を「個人情報開示規程」に定めなければならない。

開示等の求めの申し出先

開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式

開示等の求めをする者が、本人又は代理人であることの確認の方法

第 29 条又は第 30 条による場合の手数料を定めた場合はその徴収方法

2. 当社は、本人からの開示等の求めに応じる手続を「個人情報開示規程」に定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮するものとする。
3. 当社は、第 29 条又は第 30 条によって本人からの求めに応じる場合に、手数料を徴収するときは、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その額を定めなければならない。

(開示対象個人情報に関する事項の周知など)

- 第 28 条 1. 当社は、取得した個人情報が開示対象個人情報に該当する場合は、当該開示対象個人情報に関し、次の事項を本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

2. 当社は、開示対象個人情報に関する事項の周知などを実施する場合、「個人情報開示規程」に(1)～(6)の事項を本人の知り得る状態に置く具体的な手順を定めなければならない。

(1) 当社の名称

(2) 個人情報保護管理者又はその代理人の氏名、所属及び連絡先

(3) すべての開示対象個人情報の利用目的。ただし、第 18 条第 1 項(1)～(3)に該当する場合を除く

(4) 開示対象個人情報の取扱いに関する苦情の申し出先

(5) 当社が個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 37 条第 1 項の認定を受けた者(以下「認定個人情報保護団体」という。)の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申し出先

(6) 第 27 条によって定めた手続

(開示対象個人情報の利用目的の通知)

- 第 29 条 1. 当社は、本人から、当該本人が識別される開示対象個人情報について、利用目的の通知を求められた場合には、遅滞なくこれに応じなければならない。ただし、第 18 条第 1 項(1)～(3)のいずれかに該当する場合又は第 28 条(3)によって当該本人が識別される開示対象個人情報の利用目的が明らかな場合は、利用目

的の通知を必要としないが、そのときは本人に遅滞なくその旨を通知するとともに、理由を説明するものとする。

2. 当社は、開示対象個人情報の利用目的の通知を実施する場合、「[個人情報開示規程](#)」に本人への回答内容(求めに応じない場合を含む)に関する承認手順、及び、[ただし書きにより利用目的を通知しない場合の承認手順](#)が定められていなければならない。

(開示対象個人情報の開示)

- 第 30 条 1. 当社は、本人から、当該本人が識別される開示対象個人情報の開示(当該本人が識別される開示対象個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。)を求められたときは、法令の規定によって特別の手續が定められている場合を除き、本人に対し、遅滞なく、当該開示対象個人情報を書面(開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法)によって開示するものとする。ただし、開示することによって次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示する必要はないが、そのときは、本人に遅滞なくその旨を通知するとともに、理由を説明するものとする。
2. 当社は、開示対象個人情報の開示を実施する場合、「[個人情報開示規程](#)」に本人への回答内容(求めに応じない場合を含む)に関する承認手順、及び、[ただし書きにより本人に開示しない場合の承認手順](#)が定められていなければならない。
 - (1) 本人若しくは第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 法令に違反することとなる場合

(開示対象個人情報の訂正、追加又は削除)

- 第 31 条 1. 当社は、本人から、当該本人が識別される開示対象個人情報の内容が事実でないという理由によって当該開示対象個人情報の訂正、追加又は削除(以下、本条において「訂正等」という。)を求められた場合は、法令の規定によって特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づいて、当該開示対象個人情報の訂正等を行わなければならない。また、当社は、訂正等を行ったときは、その旨及びその内容を、本人に対し、遅滞なく通知し、訂正等を行わない旨の決定をしたときは、その旨及びその理由を、本人に対し、遅滞なく通知するものとする。
2. 当社は、開示対象個人情報の訂正、追加又は削除を実施する場合、「[個人情報開示規程](#)」に本人への回答内容(求めに応じない場合を含む)に関する承認手順、及び、[ただし書きにより開示対象個人情報の訂正等をしていない場合の承認手順](#)が定められていなければならない。

(開示対象個人情報の利用又は提供の拒否権)

- 第 32 条 1. 当社が、本人から当該本人が識別される開示対象個人情報の利用の停止、消去又は第三者への提供の停止(以下、本条において「利用停止等」という。)を求められた場合、これに応じなければならない。また、措置を講じた後は、遅滞なくその旨を本人に通知するものとする。ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、利用停止等を行う必要はないが、そのときは、本人に遅滞なくその旨を通知するとともに、理由を説明するものとする。
- (1) 本人若しくは第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 法令に違反することとなる場合
2. 当社は、開示対象個人情報の利用又は提供の拒否権を実施する場合、「[個人情報開示規程](#)」に本人への回答内容(求めに応じない場合を含む)に関する承認手順、及び、ただし書きにより開示対象個人情報の利用停止等を実施しない場合の承認手順が定められていなければならない。

第6節 教育

(教育)

- 第 33 条 1. 当社は、全ての従業員に、少なくとも年 1 回以上適切な教育を行わなければならない。
2. 当社は、関連する各部門及び階層において、その従業員に次の事項を理解させる手順を確立し、かつ、維持しなければならない。
- (1) 個人情報保護マネジメントシステムに適合することの重要性及び利点
 - (2) 個人情報保護マネジメントシステムに適合するための役割及び責任
 - (3) 個人情報保護マネジメントシステムに違反した際に予想される結果
3. 当社は、教育の計画及び実施、結果の報告及びそのレビュー、計画の見直し並びにこれらに伴う記録の保持に関する責任及び権限を定める手順を「[教育に関する規程](#)」に定め、確立し、実施し、かつ、維持するものとする。なお、教育の計画及び実施、結果の報告及びそのレビュー、計画の見直し等の報告先、承認権者は代表取締役とする
4. 当社は、受講者の理解度確認を実施する手順を「[教育に関する規程](#)」に定め実施しなければならない。

第7節 文書作成及び文書管理

(文書の範囲)

- 第 34 条 当社は、次の個人情報保護マネジメントシステムの基本となる要素を書面で記述するものとする。文書の範囲は、「[文書管理規程](#)」に定められていなければならない。
- (1) 個人情報保護方針
 - (2) 内部規程
 - (3) 計画書
 - (4) この規格が要求する記録及び当社が個人情報保護マネジメントシステムを実施する上で必要と判断した記録

(文書の管理)

- 第 35 条 1. 当社は、規格が要求するすべての文書(記録を除く。)を管理する手順を確立し、実施し、かつ、維持するものとする。
2. 文書管理の手順には、次の事項が含まれなければならない。
本項によって、文書管理を実施する手順は「[文書管理規程](#)」に定められていなければならない。
- (1) 文書の発行及び改訂に関すること
 - (2) 文書の改訂の内容と版数との関連付けを明確にすること
 - (3) 必要な文書が必要なときに容易に参照できること

(記録の管理)

- 第 36 条 1. 当社は、個人情報保護マネジメントシステム及び規格の要求事項への適合を実証するために必要な記録を作成し、かつ、維持するものとする。
2. 当社は、記録の管理についての手順を確立し、実施し、かつ、維持するものとする。
本項によって、記録の管理を実施する手順は、「[当該記録を扱う各内部規程](#)」、「[文書管理規程](#)」、に記録ごとの管理手順を明確に定めなければならない。

第8節 苦情及び相談

(苦情及び相談)

- 第 37 条 1. 当社は、個人情報の取扱い及び個人情報保護マネジメントシステムに関して、本人からの苦情及び相談を受け付けて、適切、かつ、迅速な対応を行う手順を確立し、かつ、維持するものとする。
本項によって、苦情及び相談への対応を実施する場合、「[個人情報開示規程](#)」に本人からの苦情及び相談を受け付けて、適切、かつ、迅速な対応を行う手順、及び、本人に回答する対応内容に関する承認手順、及び、苦情や相談の内容及び対応結果を代表取締役役に報告する手順が定められていなければならない。
2. 当社は、上記の目的を達成するために必要な体制の整備を行わなければならない。

第9節 運用の確認

(運用の確認)

- 第 38 条 当社は、個人情報保護マネジメントシステムが適切に運用されていることを当社の各部門及び階層において定期的に確認するための手順を確立し、実施し、かつ、維持するものとする。
本項によって、運用の確認を実施する場合、「[運用の確認規程](#)」に個人情報保護マネジメントシステムが適切に運用されていることを当社の各部門及び階層において定期的に確認するための手順、及び、残存リスクが顕在化していないか等の日常点検の手順を定めなければならない。

第5章 監査

(監査)

- 第 39 条 1. 当社は、個人情報保護マネジメントシステムの規格への適合状況及び個人情報保護マネジメントシステムの運用状況を、少なくとも年 1 回以上監査するものとする。

2. 当社の代表取締役は、公平、かつ、客観的な立場にある個人情報保護監査責任者を当社の内部の者から指名し、監査の実施並びに報告を行う責任及び権限を他の責任にかかわらず与え、業務を行なわせなければならない。
3. 個人情報保護監査責任者は、監査を指揮し、監査報告書を作成し、当社の代表取締役に報告するものとする。なお、監査員の選定及び監査の実施においては、監査の客観性及び公平性を確保するものとする。監査員は自らが管理する部門を監査担当してはならない。
4. 当社は、「内部監査規程」に監査の計画及び実施、結果の報告並びにこれに伴う記録の保持に関する責任と権限を定める手順を定め、確立し、実施し、維持するものとする。

(是正処置及び予防処置)

第 40 条 当社は、[運用の確認](#)及び[監査](#)の結果、不適合に対する是正処置及び予防処置を確実に実施するための責任と権限を定める手順を「[運用の確認規程](#)」、「[内部監査規程](#)」、「[個人情報保護マネジメントシステム見直し規程](#)」に、確立し、実施し、かつ、維持するものとする。その手順には、次の(1)~(5)の事項を含めなければならない。

- (1) 不適合の内容を確認すること
- (2) 不適合の原因を特定し、是正処置及び予防処置を立案すること
- (3) 期限を定め、立案された適切な処置を実施すること
- (4) 実施された是正処置及び予防処置の結果を記録すること
- (5) 実施された是正処置及び予防処置の有効性をレビューすること

第 6 章 個人情報保護マネジメントシステムの見直し

(代表取締役による見直し)

- 第 41 条 1. 当社の代表取締役は、「[個人情報保護マネジメントシステム見直し規程](#)」に基づいて、個人情報の適切な保護を維持するために、少なくとも年 1 回以上定期的に個人情報保護マネジメントシステムを見直さなければならない。
2. 当社の「[個人情報保護マネジメントシステム見直し規程](#)」において、代表取締役による見直しは次の事項を考慮するものとして規定する。

監査及び個人情報保護マネジメントシステムの運用状況に関する報告

苦情を含む外部からの意見

前回までの見直しの結果に対するフォローアップ

個人情報の取扱いに関する法令、国の定める指針その他の規範の改正状況

社会情勢の変化、国民の認識の変化、技術の進歩などの諸環境の変化

当社の事業領域の変化

当社の内外から寄せられた改善のための提案

第 7 章 罰 則

(罰則)

第 42 条 当社は、第 10 条により策定した内部規程に違反した従業者に対して、就業規則(就業規則、役員就業規則その他服務に関する規程を含む。)に基づき懲戒を行わなければならない。
本懲戒は派遣社員に対しては適用されないものとし、当該懲戒は、当社と派遣元企業との間の契約書に規定されるものとする。

(附則) この基本規程の制定と改廃は、取締役会において決議を行い、代表取締役が承認するものとする。

制定:XXXX年XX月XX日 第 回取締役会 / 施行:XXXX年XX月XX日

改訂:XXXX年XX月XX日 第 回取締役会 / 施行:XXXX年XX月XX日